

議第167号

澁川右岸水防事務組合同規約の変更に関する協議について

澁川右岸水防事務組合同規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

澁川右岸水防事務組合同規約の一部を改正する規約

澁川右岸水防事務組合同規約の一部を次のように改正する。

別表第2 京都市の項中「同区竹田段ノ川原町」を「同区竹田段川原町，同区竹田西段川原町」に改め，「同区竹田三ツ杭町」の右に「，同区竹田北三ツ杭町」を加える。

附 則

この規約は，京都府知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

澁川右岸水防事務組合同規約の一部を変更する必要があるので提案する。